

保護者 様

学校感染症による出席停止について

平素から、学校保健活動にご協力いただきましてありがとうございます。

さて、学校は集団生活の場であり、感染症が発生した場合には、学校保健法第12条の規定により、感染症にかかった児童・生徒に対して、出席停止の措置をとるよう定められています。

つきましては、次のとおり、学校で予防すべき感染症の種類と出席停止に関する手続きについてお知らせしますので、ご理解とご協力をお願いします。

1 学校において注意すべき感染症の種類)

学校保健法施行規則に定められている学校感染症は、次のとおりです。これらの病気にかかると(疑い・おそれを含む)、出席停止の措置をとります。

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病検体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る)、特定鳥インフルエンザ ※新型コロナウイルス感染症(特別な対応になります)
第2種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風しん、水痘(みずぼうそう)、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

* その他の感染症は、感染症の種類や地域、学校における発生・流行の状況等を考慮のうえ判断します。

2 出席停止の手続き

連絡

上記の表に示している病気に感染、感染の疑い・感染の可能性が生じたと医師から診断を受けた場合は、速やかに担任へ連絡してください。

療養

医師の指示に従い、感染のおそれがなくなるまで、家庭療養を行ってください。
(この間は、出席停止扱いとなり、欠席にはなりません。出席停止期間中は感染予防のため外部との接触は避けてください。)

登校証明

医師の判断により、感染のおそれがなくなりましたら、以下の対応をしてください。

インフルエンザの場合	「インフルエンザ報告書」に、医師の診断及び指示を保護者が記入してください。
インフルエンザ以外の場合	「治癒証明書」を医師に記入してもらってください。

登校

「インフルエンザ報告書」または「治癒証明書」を持って登校し、担任に提出してください。

※様式は、本校のホームページからダウンロードできます。